

明石市財政及び公共施設のあり方に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市の財政状況、今後の財政見通し、財政運営上の目標及び方針等を分かりやすく説明したみんなで作る財政白書並びに公共施設の配置適正化に向けた明石市公共施設配置適正化計画の策定に当たり、有識者、市民等の意見を聴くため、明石市財政及び公共施設のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) みんなで作る財政白書の策定に関すること。
- (2) 明石市公共施設配置適正化計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務等)

第5条 検討会に会長を置き、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総務局財務室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。